

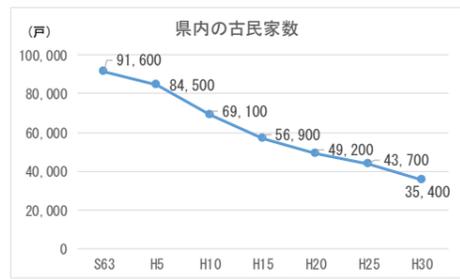
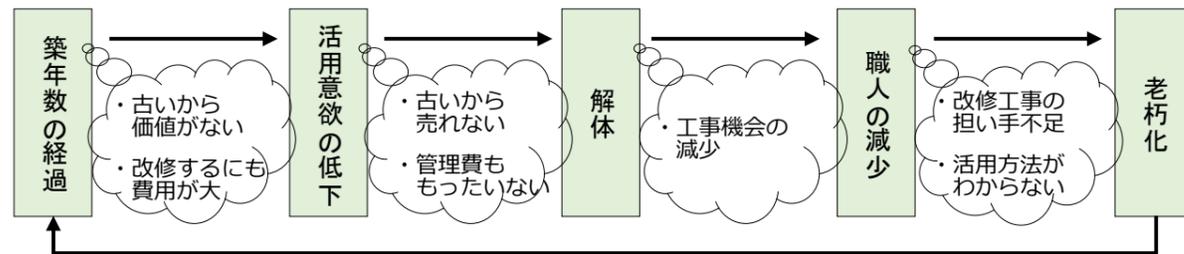
1 趣旨

地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化を目的とする。

2 古民家の現状

(1) 古民家数及び担い手の減少

- ✓人口減少に伴う空き家の増加とともに、古民家は、その価値に気づかれないまま、年々減少
- ✓古民家の減少は、技能継承の機会の減少であり、日本古来の伝統的建築技術の維持・継承を困難に



■古民家 61%減 (S63年との比較)
 ■大工技能者 56%減 (S55年との比較)

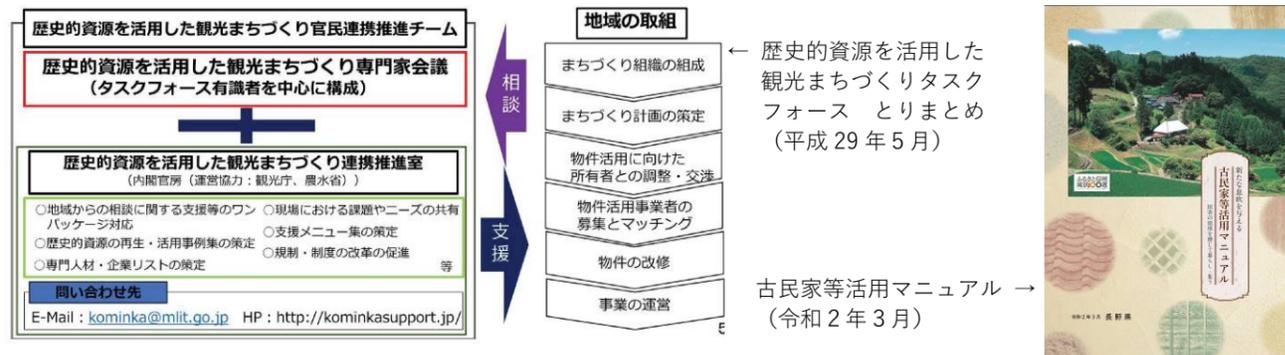
人口減少・少子高齢化の進展により一層深刻に

(出典)住宅・土地統計調査 ※昭和25年以前の木造及び防火木造を計上

(出典)国勢調査

(2) 活用推進に向けた動き

- ✓古民家を資源として捉え、まちづくりに活かす事例や、リノベーションの活発化
- 【国】内閣官房において歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室を設置
- 【県】関連法規とともに、先進的活用事例を掲載した古民家等活用マニュアルを策定



(3) 活用にあたっての課題

- ✓多額の工事費：現行法規に適用させるための工事費、耐震性能・断熱性能の向上や、設備の更新
- ✓不適切な改修：初期投資を抑えるため、専門家の関与がないまま不適切なDIY改修
- ✓相談 先：専門分野が多岐にわたり、ワンストップ窓口の不在

3 事業概要

(1) 長野県古民家再生協議会の設置

- ✓古民家活用における専門家によるワンストップ相談窓口
- ✓ふるさと古民家再生支援事業(下記(2)及び(3))の実施
- ✓古民家再生の専門家登録

(2) 古民家調査の実施

- ✓古民家所有者等からの申請に基づき、専門家を派遣して建物の調査を行い、修繕・再生の可能性、維持管理方法などのアドバイスを実施

調査項目	アドバイス項目(主なもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・建物各部の構造、仕上げ、特徴 ・増改築の有無 ・敷地条件 ・建物破損状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生する用途に関わらず、修繕すべき部分及びその方法 ・後世に残すべき古民家の特徴 ・法規制(立地条件により制限されるもの)

(3) 古民家再生提案の実施

- ✓古民家調査を実施した古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、古民家所有者等からの申請に基づき、専門家を派遣して所有者の意向等を勘案した再生手法を提案

詳細調査項目	アドバイス項目(主なもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の意向 ・耐震性能 ・劣化状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生計画の提案(間取り・パース等) ・法規制(再生する用途により新たにかかるもの) ・適合させるために必要な修繕内容 ・概算費用

対象古民家のイメージ

- ✓原則として、戦前に建築された住宅であること
- ✓保護・活用にあたって、文化財保護法等による国等の支援が受けられるものでないこと

事業フロー

